

4月1日(金)に

消費生活センターを開設

問商工観光課商工担当 (☎65・2168)

■消費生活センターでは

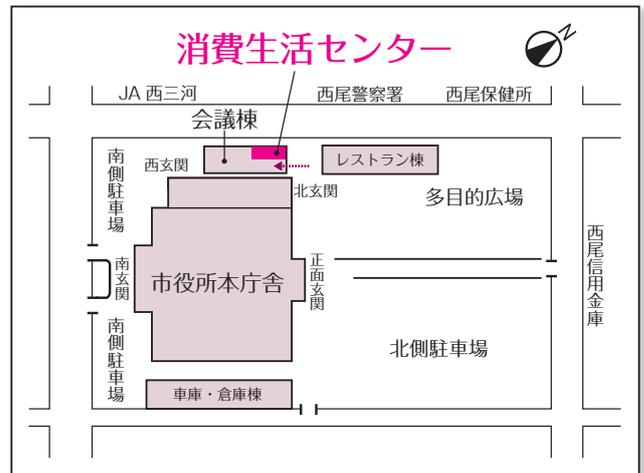
複雑・多様化する消費者トラブルについて、いつでも消費生活相談できます。

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く。

場市役所会議棟1階(右図)

利用方法 4月1日(金)以降に、電話で消費生活センター(☎65・2161)に予約し、お越しください。
※3月31日(木)までは商工観光課商工担当(☎65・2168)へ。

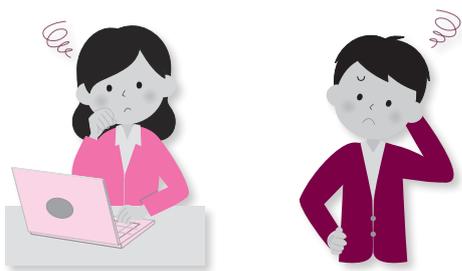
他①予約していなくても相談できますが、予約の方を優先します。
②電話相談も可。ただし、多重債務相談は面談のみ。



■こんなときご相談ください

- 業者の請求内容に納得できない
- クーリング・オフ(解約)できるかどうか知りたい
- 知らない間にアダルトサイトに登録されてしまった
- 借金の返済が苦しい
- 製品の不具合が原因でけがをした など

その他、製品やサービスの売買・使用に関すること、借金(家計)に関することについても、気軽にご相談ください。ただし、事業者としての取引で生じたトラブルは対応できません。



■相談するときの注意事項

- 原則本人が相談してください。
- 相談の際は、契約書・約款、業者のチラシ・パンフレットなどの関係書類を用意してください。
- 提供いただいた書類は原則返却しません。必要な書類はコピーしておいてください。
- 個人情報についてお聞きすることがあります。

講師を無料で派遣します

消費者の被害防止と意識啓発のため、講師を無料で派遣して消費生活講座(出前講座)を開催します。

対市内在住・在勤または在学で、主に市内で活動し、おおむね10人以上で構成された団体・グループ

時午前9時～午後9時の間(約1時間)

場市内の施設

内消費者トラブルの事例紹介と対処法 など

講市職員など

申問受講希望日の3週間前までに、申請書を直接またはファクスで生涯学習課生涯学習担当(☎55・3515/FAX56・7737/中央ふれあいセンター内)へ。申請書は市役所または各支所、各ふれあいセンターなどに用意。市ホームページからもダウンロードできます。

市税を一時に納付できない方のための猶予制度

4月から「申請による換価の猶予」制度が新設されます。市税を一時に納付することで事業の継続・生活の維持が難しくなるなど、一定の要件に該当する場合、その市税の納期限から6か月以内に市へ申請することで、1年以内に限り換価（売却）が猶予されることがある制度です。

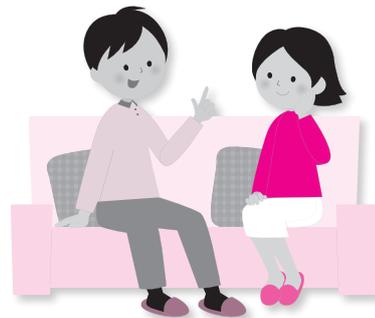
申請には、換価の猶予申請書や収入・支出、財産状況を明らかにする書類の提出が必要です。

※「徴収の猶予」制度や「市長の職権に基づく換価の猶予」制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

●猶予が認められると

猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。また、財産の差押えや換価が猶予されます。

問 収納課第一徴収担当（☎65・2130）



固定資産課税台帳の縦覧

28年度の固定資産課税台帳の縦覧を行います。納税者が縦覧帳簿で土地や家屋の評価額を比較し、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断するためのものです。

対 次のいずれかに該当する方

①固定資産税納税者

※免税点未満などで納税していない方を除く。

②固定資産税納税者と同居している親族（市外在住の方は、同居していることが確認できる住民票の写しなどが必要）や納税管理人

③委任状などを持参した代理人

※法人の場合は、委任状に法人の代表者印の押印が必要

時 4月1日（金）～5月2日（月）

※土・日曜日、祝日を除く。

場 税務課

※各支所では縦覧できません。

内 ▶土地…所在、地番、課税地目、課税地積、評価額

▶家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

料 無料

持 本人確認できる書類（自動車運転免許証など）

価格等決定登録の公示日 4月1日（金）

課税明細書発送日 4月1日（金）

納税通知書の発送日 4月15日（金）

他 納税通知書の受け取り後3か月間は、評価額について審査の申し出ができる場合があります。

問 税務課土地担当（☎65・2126）・同課家屋担当（☎65・2128）

「にしお観光ボランティアガイドの会」の会員を募集

対 市の観光・文化施設などに興味があり、人とのふれあいが好きな方。知識や経験は問いません。

内 市の魅力を学び、観光地を楽しく巡る散策コースを考えたり、観光客に名所や史跡をガイドしたりします。研修会や視察会、勉強会も開催します。

年会費 2,000円

申 直接西尾観光案内所（名鉄西尾駅構内）へ。

他 入会の際に、簡単な審査をします。

問 市観光協会（☎65・2169／商工観光課内）
西尾観光案内所（☎57・7840）



注射を忘れずに

問環境保全課環境保全担当
 (☎34・8111/クリーンセンター内)

●狂犬病予防注射

1958年以降、感染による狂犬病は国内で発生していません。しかし国外では依然、狂犬病が発生しており、国内での発生も懸念されます。人への感染を防ぐため、必ず飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせてください。

時4月1日(金)～6月30日(木)

注射方法 直接下表の集合注射会場または動物病院へ。飼い犬を登録済みの方は、郵送される「狂犬病予防注射のお知らせ」裏面の問診票を記入の上、お越しください。

集合注射会場・動物病院など 下表のとおり

※月～金曜日に都合の悪い方は、5月14日(土)のクリーンセンター会場へお越しください。

▶登録済みで予防注射のみ…3,400円(予防注射料金…2,850円、注射済票交付手数料…550円)

▶新規登録と予防注射…6,400円(予防注射料金…2,850円、注射済票交付手数料…550円、登録料…3,000円)

※つり銭がいらぬように用意してください。

狂犬病予防集合注射会場

月	日	時	場 所	
4月	11日(月)	午後1時30分～2時	鶴城ふれあいセンター	
	12日(火)	午後1時30分～2時	生田公民館	
	13日(水)	午後1時30分～2時	幡豆支所	
	14日(木)	午後1時30分～2時	J A三和支店	
	18日(月)	午後1時30分～2時	米津ふれあいセンター	
	19日(火)	午後1時30分～2時	吉良支所駐車場(吉良支所西)	
	20日(水)	午後1時30分～2時	中畑八幡社	
	21日(木)	午後1時30分～2時	西野町ふれあいセンター	
	25日(月)	午後1時30分～2時	西尾勤労会館	
	26日(火)	午後1時30分～1時45分	森組公民館	
	26日(火)	午後2時10分～2時30分	洲崎公民館	
	27日(水)	午後1時30分～2時	一色町公民館	
	5月	9日(月)	午後1時30分～2時	寺津ふれあいセンター
		10日(火)	午後1時30分～2時	J A一色西部支店
11日(水)		午後1時30分～2時	吉良野外趣味活動施設	
12日(木)		午後1時30分～2時	吉良文化広場	
14日(土)		午後1時30分～2時30分	クリーンセンター	
16日(月)		午後1時30分～2時	福地ふれあいセンター	
17日(火)		午後2時～2時15分	佐久島開発総合センター	
18日(水)		午後1時30分～1時45分	津平公民館	
18日(水)		午後2時20分～2時50分	コミュニティ公園	
19日(木)		午後1時30分～2時	J A平東支店	
23日(月)		午後1時30分～2時	ハツ面ふれあいセンター	
24日(火)		午後1時30分～1時45分	鳥羽老人憩の家	
24日(火)		午後2時10分～2時30分	J A幡豆支店集出荷場	

- 他①会場へ出掛ける前に首輪やリード(くさりなど)の点検をし、犬を制御できる方が連れてきてください。
 ②当日は多くの犬が集まりますので、興奮してかみつ়く恐れのある犬は、口輪をはめるなどしてください。
 ③犬のふんは、必ず飼い主が始末してください。
 ④飼い主が犬を制御できない場合や問診の結果により、予防注射ができないことがあります。
 ⑤下表の動物病院以外で予防注射を受ける場合は、注射後に環境保全課で手続きしてください。

注射済票を交付できる動物病院

動物病院名	電話番号
あい動物病院(富山町)	☎59・7211
いけだ動物クリニック(丁田町)	☎53・1551
池田動物病院(吉良町)	☎35・0316
一色動物病院(一色町)	☎72・9477
ウチダ動物病院(下町)	☎54・2549
えそら動物病院(戸ヶ崎五丁目)	☎79・5215
斎藤家畜病院(吉良町)	☎35・2430
坂部。どうぶつ病院(徳永町)	☎58・0041
動物愛護病院ココロ西尾分院(丁田町)	☎56・9422
ハート動物病院(丁田町)	☎57・4111
はずペットクリニック(東幡豆町)	☎63・0177
フィガロ動物病院(住吉町)	☎64・3001
ホシイ動物病院(駒場町)	☎52・1006
三和動物病院(矢曾根町)	☎57・2791
あおみ動物病院(安城市桜井町)	☎0566・73・3380
さくらい動物病院(安城市小川町)	☎0566・99・2811
桜町動物病院(安城市桜町)	☎0120・711・022
杉浦犬猫病院(安城市今池町)	☎0566・98・3758
三尾動物病院(安城市安城町)	☎0566・74・3095
りんごの樹動物病院(安城市高棚町)	☎0566・79・2211
あさおか動物病院(碧南市住吉町)	☎0566・41・1915
板倉動物病院(碧南市久沓町)	☎0566・41・7159
永田獣医科病院(碧南市松本町)	☎0566・41・0646
パル動物クリニック(碧南市向陽町)	☎0566・41・7510
へきなん動物病院(碧南市志貴崎町)	☎0566・41・1128
かつみ動物病院(刈谷市一ツ木町)	☎0566・28・3717
あい総合動物病院(高浜市向山町)	☎0566・53・7699
かんだ動物病院(蒲郡市形原町)	☎0533・57・0700
動物愛護病院ココロ(蒲郡市三谷町)	☎0533・67・8556
平岩動物病院(蒲郡市旭町)	☎0533・67・5604
くじら動物病院(岡崎市上地三丁目)	☎0564・84・5592
すきから動物病院(岡崎市中島町)	☎0564・43・1333
さんがね動物病院(幸田町深溝)	☎0564・62・8300

飼い犬の登録と狂犬病予防

飼い犬の登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回、狂犬病予防法によって義務付けられています。

●飼い犬の登録

対生後91日以上の子犬を飼っている方。ただし、すでに登録している場合を除く。

登録料 1頭3,000円

登録方法 直接環境保全課（グリーンセンター内）または4ページ右表の動物病院へ。4ページ左表の狂犬病予防注射の集合注射会場でも登録できます。



ペットはマナーを守り、正しく飼いましょう

ペットは人にとって大切なパートナーですが、一部の飼い主の無責任な行動で多くの方が迷惑しています。次のことを守り、正しく飼いましょう。

犬のふんや尿はしっかり始末しましょう

散歩中でのふんは持ち帰り、尿は水で洗い流してください。

猫は屋内で飼育しましょう

近所の庭を荒らしたり、ふんなどで迷惑を掛けないように、屋内で飼育してください。

ペットの遺棄は犯罪です

愛護動物を遺棄した者は、法律により100万円以下の罰金に処せられます。

ペットは最後まで飼いましょう

ペットやその子どもは、最後まで飼ってください。やむを得ず飼うことができなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。

不妊・去勢手術をしましょう

ペットやその子ども全てに責任を持つのは簡単ではありません。生まれてから悩まないよう、不妊・去勢手術をしましょう。手術後の動物は落ち着いた穏やかな性格になり、飼いやすくなるといわれています。

野良犬・野良猫を増やさないでください

野良犬は狂犬病予防法に基づき捕獲され、多くは殺処分されます。捕獲も必要ですが、野良犬を増やさないことが重要です。また「かわいいから」「かわいそうだから」と野良犬や野良猫にえさを与えると、栄養状態が良くなって子どもを産み、数が増えます。野良犬や野良猫を繁殖させないようにしましょう。

野良犬・野良猫にえさを与えないでください

野良犬や野良猫にえさを与えないでください。野良犬や野良猫がえさを手に入れにくい環境にするため、生ごみを畑に捨てたり、飼い犬のえさなどを屋外に放置したりしないようにしてください。

野良犬を威嚇しないでください

野良犬を見かけたら威嚇せず、野良犬の目を見ずにゆっくり離れてください。

県動物保護管理センター（☎0565・58・2323／豊田市穂積町）が野良犬を捕獲しています。野良犬を見かけたら同センターに連絡してください。

